

公共下水道(汚水)計画区域の見直しに関する説明会 質疑応答

質疑応答			
1	①	Q	平成11年に下水道計画区域が定められたときの該当地区における人口密度は。
		A	平成11年当時の該当地区における人口は把握出来ていませんが、人口増加を見込んで住居区域に編入したため、均衡点である1ヘクタール当たり40人には達していません。
	②	Q	合併処理浄化槽への転換補助に関する財源の内訳は。
		A	令和8年度・9年度は市の単独補助、令和10年度～12年度は市による補助に加え、県・国からの補助金を活用して交付します。
	③	Q	単独処理浄化槽と汲み取り便槽では工事の仕方も違うが、転換補助金の金額は一緒か。
		A	一律同じ金額になります。
	④	Q	単独処理浄化槽と汲み取り便槽と、現時点でそれぞれ何世帯ずついるのか。
		A	該当地区の正確な数字は把握していませんが、市内に汲み取り便槽の方は約300世帯です。
2	①	Q	下水道計画区域内では均衡点である1ヘクタール当たり40人に達しているのか。
		A	都市計画法で市街化区域に指定されている地区は、下水道計画区域としています。工場利用の多い土地では1ヘクタール当たり40人に達していない地区もあります。
	②	Q	合併処理浄化槽を設置しても排水先がない場所はどうするのか。
		A	蒸発散式宅内処理という宅内にトレンチを設置する方式があります。
3	①	Q	側溝に汚水や生活排水は流せるのか。
		A	側溝は雨水等道路排水を受け入れる目的のため、汚水や生活排水は流せませんが、生活排水を流せる側溝もあります。